

無駄遣い撲滅対策について

平成 20 年 12 月 24 日
自由民主党政務調査会
無駄遣い撲滅プロジェクトチーム

無駄遣い撲滅対策について（案）

平成 20 年 11 月 28 日
自由民主党政務調査会
無駄遣い撲滅プロジェクト・チーム

- 無駄遣い撲滅プロジェクト・チームにおいては、政治や行政に対する国民の信頼を取り戻すため、各省庁の無駄遣いを一掃すべく、あらゆる角度から総点検を実施し、歳出改革をゆるぎなく推進していく。
- 本プロジェクト・チームでは、各省庁の無駄遣いに関して、緊急点検を実施し、本年 6 月 30 日に、「無駄遣い撲滅対策（第一次緊急とりまとめ）」（以下「第一次緊急とりまとめ」という。）を策定した。
- その後、「第一次緊急とりまとめ」で指摘したレクリエーション経費・タクシー代、広報経費・委託調査費を中心に、平成 21 年度予算要求における見直し状況について集中的に点検するとともに、政策の棚卸しにより、3 年以上継続している事業などについて、必要性や有効性をゼロベースで精査した。
- 本プロジェクト・チームの指摘事項については、予算編成過程において関係者の議論をさらに深め、平成 21 年度予算に反映させる。
- 本プロジェクト・チームとしては、指摘事項の平成 21 年度予算への反映状況を適時適切に検証するとともに、今後とも無駄撲滅に向けて活動を続けていく。

1. レクリエーション経費・タクシー代の支出の見直し

- レクリエーション経費については、「第一次緊急とりまとめ」において、原則として、平成 20 年度については執行を凍結し、平成 21 年度については原則廃止を前提として早急に統一的な取り扱いを定めるとしたところである。
- 各省庁は、「第一次緊急とりまとめ」に則り、平成 20 年度における執行を凍結するとともに、平成 21 年度についても、自衛官に係るものを除き予算要求を行っていないことを確認した。

- レクリエーション経費については、平成 21 年度予算において、特に過酷な勤務条件にある自衛官への対応など真に必要な場合を除き全廃する。
- タクシー代については、深夜の使用について、打刻して記録に残した上で 24 時半以降の使用に限定するとした「第一次緊急とりまとめ」に則り、タクシー券使用基準の厳格化などタクシー利用の適正化に努めていることを確認した。
- 平成 21 年度予算におけるタクシー代の要求額は、全省庁合計で約 66 億円と、平成 20 年度当初予算額の約 77 億円と比べ、1 割強抑制されている。しかしながら、各省庁においては、業務の合理化・効率化を図り、超過勤務を縮減すること等を通じて、一層のタクシー代支出の削減に努め、平成 21 年度におけるタクシー代の予算額を、政府全体として平成 20 年度予算額から大幅に削減すべきである。

2. 広報経費・委託調査費の見直し

- レクリエーション、タクシー代と並んで、ミュージカル等の広報経費、公益法人等を相手とした委託調査費等についても、無駄遣いとの大きな批判を浴びており、本プロジェクト・チームの「第一次緊急とりまとめ」において、各省庁においてこれらの経費の必要性などをゼロベースで見直し、平成 21 年度予算に反映させ、予算額を極力抑制する旨指摘した。
- 平成 21 年度予算に向けた概算要求においては、広報経費については、各省庁において一定の見直しが行われたことにより、全省庁合計で約 492 億円と、平成 20 年度予算約 659 億円と比べ、2 割以上の削減が行われた。他方、委託調査費については、平成 21 年度の要求額約 1,133 億円は、平成 20 年度予算額約 1,020 億円と比べて増額要求となっており、ゼロベースでの徹底的な見直しが行われたとは言い難い。各省庁においては、広報経費・委託調査費に対する厳しい批判を踏まえ、以下のような見直しを行うことにより、平成 21 年度における予算額を、政府全体として平成 20 年度予算額から大幅に削減すべきである。
- 広報経費・委託調査費については、緊急とりまとめで指摘したとお

り、各省庁において、必要性をゼロベースで徹底して見直し、支出の優先順位を洗い直すべきである。その上で、新規施策に係るものなど真に必要なものに重点化し、各年度同様の広報・調査を行っているものについては必要性を検証して見直す必要がある。

- 委託調査経費については、
 - ① 各委託調査結果の公開、共有化等を進め、各省・各部局間での重複排除に努めるべきである。
 - ② 独立行政法人が専門性・調査資源を独占し民間機関による対応が困難と認められる分野の調査は、原則として独立行政法人の本来業務として運営費交付金で対応すべきであり、その例外となる場合のルールづくりとあわせ中期的に検討すべきである。
 - ③ 例えば、外国制度・事情調査にあたっては、まずは在外公館等を通じた相手国政府等への照会によることができないか検討すべきである。

- 広報誌については、冊子の形態でなければ広報の主たる対象者の閲覧に支障が生じる場合などを除き廃止することとし、情報提供が必要ならば各省庁のホームページ掲載等により代替する。また、廃止しない広報誌についても、職員や所管法人等への配布をやめること等を通じてコストを削減する。

- 各省庁のホームページ作成業務については、原則として内部職員が更新作業を行い、地方部局のホームページは運営を本省と統合してコストを削減する。

- パンフレットやポスターの制作部数については、これらの利用状況や、広報対象者の特性を踏まえた広報媒体の変更を行うなど、その必要性をゼロベースから精査する。

- イベントについては、長期間継続して実施しているものも含め、今後とも一件ごとに必要性及び費用対効果を精査し、不要なものは廃止すべきである。特に、①全国各地を持ち回りで開催されるイベント、②高価なポスターを多数作成するイベント、③複数の省庁や部局間で類似の事業を実施しているイベント、④民間からの参加・拠出を求めることが可能かつ適切なイベント等については、徹底的な見直しを実施すべきである。また、所得税の確定申告など広く一般国民の行動が必要となるものを除き、毎年、特定の時期を「〇〇の日」、「〇〇月間」

等としてそれに合わせてイベントの実施を行うことについては、ゼロベースで廃止を含めて必要性を見直すとともに、極力簡素化する。

- 各省庁における自律的な取組体制に関しては、広報経費・委託調査費についてPDCAサイクルの考え方を適用し、事前に目的を明らかにした上で広報活動や委託調査を行い、効果を事後的に検証した上で、結果を予算に反映させる。また、広報経費・委託調査費の予算の執行にあたっては、必要性が十分に認められない業務が発注されることのないよう、厳格な執行管理を行うとともに、定期的に、支出先、内容、金額、明細、契約方式をホームページ等において公表するべきである。更に、原則として委託調査の成果物及び活用状況について、ホームページ等で公開する。

3. 公益法人の見直し

- 公益法人については、道路関係の国会審議の場をはじめとして、国民から厳しい批判をいただいた。行政に対する国民の信頼を回復するためには、公益法人への不適切・非効率な支出を根絶することが不可欠である。
- 国・独立行政法人等から補助金、契約等による国所管の公益法人への支出額は約 9,479 億円に上っている。このうち、国からの補助金等 3,547 億円、国からの契約による支出 3,005 億円、独法等からの支出 2,927 億円) となっている (平成 18 年度支出実績)。
- 平成 21 年度予算編成においては、上記の公益法人向け支出を 3 割削減するという目標を確実に達成するため、以下の観点から徹底的な見直しを行うべきである。
 - ① 公益法人への支出が行われている事務・事業の必要性について厳格な検証を行い、必要性が十分に認められない事務・事業は廃止する。
 - ② 財政支出に見合った成果が上がっているか等、事務・事業の有効性について徹底的な検証を行い、十分な有効性が認められない事務・事業については、廃止又は抜本的な見直しを行う。
 - ③ 公益法人に委託する形態が最も効率的かを検証し、他の手段を使って同じ政策目的をより安価に達成できる場合には、公益法人への委託を取りやめる。

- ④ 公益法人に対する競争性のない随意契約を原則として全廃し、速やかに競争性のある契約形態に移行する。
 - ⑤ 競争性のある契約形態に移行したものについても、一者応募・応札が多いなど実質的な競争性が確保されていないものについては、入札参加資格や評価基準の見直し、効果的な単位での発注、公告期間の延長、参入可能業者に対する通知等の取組みを行い、競争性を向上させる。
 - ⑥ 公益法人が継続して実施する事業についても、事業の重点化や人件費等の圧縮等により委託費等の削減を行う。
-
- 所管官庁出身者の多い公益法人については、その割合を適正化するとともに、役員数や人件費及び職員厚生経費について厳しく見直すよう要請する。
 - 国等の補助金により造成された基金の残高は、約1兆円であった（平成19年度末現在）。これらについては、それぞれの基金の目的と使用実績を踏まえ、事業継続が必要か、基金の規模が適切か等を検証し、使用見込みを上回る基金については、速やかに国等に納付することとし、平成21年度予算において適切に反映すべきである。

4. 独立行政法人の見直し

- 独立行政法人については、昨年、わが党の行政改革推進本部が中心となって、政府と連携しながら、事務・事業等の徹底した見直しを断行し、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）が策定された。
- 整理合理化計画に盛り込まれた改革を確実に実現させるとともに、1年を目途に検討を行うこととされた雇用・能力開発機構については速やかにその結論を得、引き続き検討することとされた住宅金融支援機構、都市再生機構についても見直しの方向性の検討を早急に進めるべきである。
- 独立行政法人の保有資産については、整理合理化計画において徹底した見直しが行われ、簿価で約6,000億円の土地・建物について、売却・国庫返納等を行うこととされた。各法人は、上記資産の売却等を着実に推進するとともに、それ以外の実物資産についても、その保有

の必要性について不断の見直しを実施し、保有する合理性が認められなくなったものについては、売却・国庫返納等を行うべきである。

- 独立行政法人が保有する金融資産とそれに対応する資本金、剰余金のあり方についても、以下の考え方に沿って検証を行い、不要となった金融資産の売却及びそれに伴う国庫納付を推進すべきである。
 - ① 独立行政法人が過去に行った不要資産の売却による売却収入のうち簿価部分は資本金として留保されているが、そもそも、業務運営に必要ななくなった資産であり、簿価部分も含めて国庫納付して減資すべきである。
 - ② 独立行政法人が出資により資金を調達し、融資、債務保証等の業務を行っているものについては、使用実績を踏まえて資本金が過剰とっていないか検証し、資本金が必要額を上回っている場合には、減資して国庫納付すべきである。
 - ③ さらに、各法人の利益剰余金等についても、国庫納付を拡大させる余地がないかどうか徹底的に見直すべきである。
- 上記の実物資産、金融資産の売却収入の国庫納付を実現するためには、国会で継続審議となっている独立行政法人改革法案の成立が不可欠であり、その一日も早い成立を求める。
- 独立行政法人が随意契約で行ってきた業務は、より競争性の高い契約方式による実施を原則とする。競争性のない随意契約については、事前の内部審査及び事後のチェックを徹底し、併せて随意契約によらざるを得ない理由について開示内容を充実した上でホームページ等で広く国民に対して開示する。
- 独立行政法人のレクリエーション経費については、徹底した見直しを行うこととし、国費（運営費交付金）を財源とするレクリエーション経費の支出は全廃する。

5. 政策の棚卸し

- 政策の棚卸しとは、既存の事業等について、必要性、有効性、効率性等の観点からゼロベースで点検し、見直す取組みである。
- 政策の棚卸しについては、平成 21 年度予算概算要求基準において、従来から整理されず引き続いて行われているような政策は、思い切っ

た見直しを行い、平成 21 年度予算に反映させることとし、その際、3 年以上継続している事業、公益法人向け支出、会計検査院等から問題を指摘されている事業、多額の不用が発生するなど政策効果が十分に発揮されていない可能性がある事業等については、必要性をゼロベースで徹底して見直すこととされた。

- 各省庁は、この方針に沿って、概算要求段階において、政策棚卸しにより既存の事業の見直しを図ったが、見直しの内容には、事業の全面的な廃止から一部見直しなど様々なものが含まれていた。各省庁は、自主的に事業を更に見直し、その内容に対し十分に説明責任を果たすことが必要である。
- また、予算編成過程において、引き続き事業の必要性などについて更なる見直しを行い、平成 21 年度予算にその結果を適切に反映することが必要である。その際、概算要求基準で示された着眼点に加え、費用に見合った効果が得られない可能性がある事業、行政関与の在り方から見て行政が担う必要性が低いと考えられる事業、環境の変化により、政策の目的と国民や社会のニーズに乖離が生じた可能性がある事業等について、制度・施策の根元にまで踏み込んだ見直しを徹底的に行うべきである。
- さらに、各省庁において、これまでの継続事業を中心に、政策棚卸しを行うこと及びそれを恒常的に行う仕組みを作るべきである。

7. 更なる無駄遣い対策

- 随意契約の見直しについては、未だ競争性の高い契約方式への移行が十分とは言えず、以下のような取組みが必要である。
 - ① 移行が困難である契約については、引続き、可能な限り競争性の高い契約方式への移行を検討するとともに、各省庁において、各契約の内容、移行予定年限、移行困難な事由をホームページ等で公表する。
 - ② また、競争性の高い契約方式に移行しても、結果的に一者応札・一者応募となるなど、実質的な競争性が確保されていない状況が見受けられるため、各省庁において、一者応札・一者応募となっている契約については、その要因を精査した上で応札者・応募者を増やし実質的な競争性を確保するための改善策を公表する。

- ③ より一層の競争性の確保のため、競争入札において、例えば、応募要件等民間参入の拡大に資する適切な対策が図られているか、事前の内部審査及び事後の第三者機関によるチェックを徹底する。
- 紙・コピーの使用量削減、役所内での職員のみ会議における購入飲料の配布禁止、消耗品費の削減、定期購読物の削減、自動うがい器薬代の今後の廃止等に引き続き取り組むとともに、職員一人一人の意識への「無駄撲滅」の精神の浸透を図るための取組みを推進する。
- 無駄の排除にあたっては、「第一次緊急とりまとめ」において指摘したとおり、財政当局が予算編成過程での一層厳格な査定を行うとともに、各省庁が執行の透明化・適正化を図り、予算編成と執行のそれぞれにおいて最大限の取組みを行うべきである。
- 予算執行の責任のある各省庁は、無駄撲滅に自ら意欲的に取り組む必要があり、そのため各部局・各出先機関に対し徹底していくための体制づくりが必要である。また、決算ベースでも無駄の排除を徹底するため、本プロジェクト・チームで指摘した経費については、各省庁において各施策の決算額・支出実績額を把握・公表し、翌年度以降の予算執行における無駄の排除に反映させることが必要である。
- また、国庫補助事業に係る事務費の経理について、一部の地方公共団体において、虚偽の内容の関係書類を作成するなどにより需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金又は旅費を支払ったりするなどの不適正な経理処理が行われていたことが会計検査院より報告された。不適正経理の対象となった国庫補助金等相当額について速やかに国に返還するよう求めるとともに、都道府県等に対して、国庫補助事業に係る事務費等の経理の適正化について指導の徹底を図るべきである。
- なお、「与党会計検査院に関するプロジェクトチーム」において、国の会計経理における不当事項の是正及び職員の不正の防止を図るための議員立法について検討が進められているところである。こうした改革の早期実現をはじめとして、会計検査院の抜本的な機能強化に取り組むべきである。
- 本プロジェクト・チームの成果については平成 21 年度予算を待つ必要があるが、国民への説明に当たっては、その反映額のみならず、例えばレクリエーション経費の廃止などの分かりやすい取組み結果を示

していくことが適切である。

8. 各分野における取組み

(1) 公共事業

【公益法人向け支出の見直し】

- 政府全体の取組みとして、行政と密接な関係にある公益法人に対する集中点検を実施した。これをスタート台として、その他の法人も含め、さらに支出の無駄の見直しを行った。その結果、平成 20 年度予算の執行に当たり、公益法人向け支出を見直し、約 109 億円を節減した。

- これまで公益法人に支出されてきた事業について、その必要性・有効性・効率性を厳格に見直す。平成 21 年度予算編成において、国土交通省等からの公益法人向け支出の 3 割削減を確実に達成する。

【広報経費・委託調査費の見直し】

- 平成 20 年度予算の執行に当たり、委託調査費及び広報経費については、事業を見直し、委託調査については、約 27 億円、広報経費については、約 94 億円、合計で約 120 億円を節減した。

- 広報経費及び委託調査費について、ゼロベースでの見直しを徹底し、平成 21 年度予算額を極力抑制する。
 広報経費や委託調査費の執行に当たっては、必要性が十分に認められない業務が発注されることのないよう、厳格な執行管理を行う。
 広報経費、委託調査費を支出した際には、速やかに支出先、内容、金額、明細、契約方式をホームページ等において公表する。また、原則として委託調査の成果物及び活用状況について、国民に対する説明責任を果たすため、ホームページ等で公開する。

【予算科目の見直しと執行の厳格化】

- 個別の工事・事業と直接関わりが認められないにもかかわらず、事業費から不適切・高額な経費の多くを支出していたため、事業費から支出する経費を限定するとともに、予算の執行管理の厳格化を図るため、予算科目の見直しを行う。

- 年末の予算編成に向けて、経費の集約と透明性の向上を図るため、広報経費や車両経費について、新たに予算科目を立てる。これにより、政策的な広報や委託調査等については、事業費から支出しない。

広報経費と委託調査費等について、本省等による予算執行管理体制を強化するとともに、支出内容を国民に分かりやすく開示すべきである。

【随意契約の見直し】

- 随意契約の見直しについては、企画競争などより競争性の高い契約方式に移行していくとともに、実績要件の緩和等による応募要件の見直しや、要件設定における民間の参加可能者数の確認など、民間参入の拡大を図るための見直し措置を講じた。しかしながら、企画競争など競争性の高い契約方式に移行しても、結果的に一者応募となるなど、実質的な競争性が確保されていない状況が依然として幅広く見られる。

- 個々の業務の入札・契約を行うに際し、適切な実績要件や資格要件の緩和が行われ、民間参入の拡大に資する応募要件となっているか、事前の内部審査及び事後の第三者機関によるチェックを徹底し、実質的な競争性の確保を図る。

調査研究業務、データ収集・管理等業務などこれまで公益法人が受注してきた業務について、適切な単位での発注を行うことで民間企業の受注が想定されるようなものについては、可能な限り適切な単位での発注を図る。

企画競争実施の公示などの調達情報について、関心を有する民間事業者に的確に知らせることができるよう周知方法の改善を図る。

随意契約の見直しを加速させ、実質的な競争性を確保するため、応札・応募者を増やすための改善策を公表し、その達成状況を定期的に点検すべきである。

【独立行政法人の見直し】

- 都市再生機構については、業務の見直しを進める中で組織形態についても検討していくこととしている。住宅金融支援機構については、国土交通省において、組織形態の変更が資金調達コストや信用力に及ぼす影響等について検証を進め、機構のあり方を整理することとしている。

- 独立行政法人整理合理化計画に盛り込まれた改革の進捗状況を厳しく検証するとともに、都市再生機構及び住宅金融支援機構の見直しの検討作業を早急に行う。

都市再生機構から(財)住宅管理協会に支出している賃貸住宅の管理業務については、競争性の高い契約方式に早期に全面移行すべきである。

都市再生機構の関連法人である、日本総合住生活(株)の剰余金の都市再生機構への返納等について、株主等の利害関係者の同意を得るなど調整しつつ、スケジュールを明示して早急に進めるべきである。

【公用車利用の見直し】

- 平成 20 年 7 月 22 日に、国土交通省で所有する公用車(連絡用車両)については、必要最小限の台数に縮減し、併せて、車両管理業務の発注を、全て一般競争入札で実施するとともに、大幅に削減する方針を定めた。これに基づき 8 月に、平成 20 年度後半における公用車の車両管理業務を、全て一般競争入札で実施した。そして、平成 22 年度までに削減を実施する公用車の削減数と車両管理業務の委託台数の削減数を 10 月 16 日にとりまとめた。
- 国土交通省の公用車及び車両管理業務の削減については、公用車利用の適正化のための工程表に基づき、平成 22 年度までに、着実な削減を実施する。また、今後も経済性、効率性の観点から、利用実態、業務内容、官署やその周辺環境等の変化等に対応して見直す。

【タクシー代の支出の見直し】

- 全ての会計に共通する使用基準を設定し、タクシー乗車券の使用基準の統一化、管理の適正化、関係書類の保存期間を明定した。さらに、6 月 23 日から、「タクシー使用に関する立替払い制度」を試行するとともに、超過勤務の縮減に向けた取組みを行っている。また、平成 20 年度執行を見直し、約 4 億 6,500 万円を節減した。
- タクシーの適正利用を一層推進するとともに、タクシー使用の原因となっている深夜超過勤務の縮減に向け、業務の合理化・効率化に徹底して取り組み、タクシー代への支出を大幅に減少させるべきである。

【レクリエーション経費】

- 平成 20 年度からは、レクリエーション用具及びレクリエーション行事の際の交通費、弁当、賞品及び参加賞等、参加者個人へ配布するものには支出しないこととし、また、運動・健康器具は購入しないこととした。平成 21 年度概算要求においては、レクリエーション経費の要求は一切行っていない。また、平成 20 年度執行を見直し、約 3,400 万円を節減した。

- 今後とも、レクリエーションに係る全ての経費については支出しない。

【政策の棚卸し】

- 概算要求基準で示された方針に沿って、国土交通省は、既存の事業を見直し、廃止・縮小、経費の節減等を図ることにより、平成21年度概算要求では、「国道等の小規模な改良事業に対する国庫補助の廃止」、「直轄総合水系河川環境整備事業の見直し」及び「道路開発資金制度」をはじめとする、全体で1,237億円余りの取組みを行い、新たな重要課題に取り組むこととした。
- 国土交通省においては、概算要求基準で示された着眼点に加え、費用に見合った効果が得られない可能性がある事業等について、制度・施策の根元にまで踏み込んだ見直しを徹底的に行い、平成21年度予算編成において、棚卸し金額の大幅な上積みを図るべきである。

【まとめ】

- 無駄遣いの根絶に向けて、公益法人向け支出の見直し、広報経費・委託調査費の見直し、随意契約の見直し、政策の棚卸し等の分野について、国土交通省にはなお一層の努力が求められる。まずは年末に向けた予算編成の過程で、事務・事業の必要性を更に徹底的に見直し、その結果を平成21年度予算に反映させるべきである。

(2) 社会保障

【独立行政法人の見直し】

- 巨額の費用を投じて建設された私のしごと館については、事業を廃止する。廃止にあたっては財政的貢献ができるよう最大限配慮する。
- 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を着実に実施するとともに、事業の廃止や資産売却により支出抑制や歳入確保、国の財政への貢献を図る。（例えば、雇用・能力開発機構についてはアビリティガーデン（ホワイトカラーの教育訓練施設）の廃止・早期売却、ヤングジョブスポットの廃止、業務運営（運営費交付金・補助金）の一層の効率化）
- 可能なかぎり、独立行政法人の事業実施は、自主財源により行うこととする。（例えば、労災病院の増改築を目的とした施設整備費補助金

を廃止)

- 随意契約で行われてきた業務は、より競争性の高い契約方式による実施を原則とする。
競争性のない随意契約については、事前の内部審査及び事後の第三者機関によるチェックを徹底し、併せて随意契約によらざるを得ない理由について開示内容を充実した上でホームページ等で広く国民に対して開示する。
- 独立行政法人のレクリエーション経費については、徹底した見直しを行うこととし、国費（運営費交付金）を財源とするレクリエーション経費の支出は全廃する。

【公益法人の見直し】

- 厚生労働省及び厚生労働省所管独立行政法人から、国所管の公益法人に対する支出総額は1,583億円（平成18年度支出実績）。これらの公益法人のうち、支出額が大きなものについて、早急に以下のような見直しを行う。
なお、引き続き、国の拠出により造成された基金のあり方を含め、業務のスリム化、国等の支出の取り止め、非公益法人化等、徹底した点検、見直しを実施する。

①法人の廃止・統合等

公益法人の事業自体の見直しを通じた法人の廃止や他の法人との統合を図る。（例えば、厚生労働問題研究会の廃止、労災年金福祉協会と労災ケアセンターの統合予定）

公益法人が実施している業務について、公益法人として実施しなければならないものかどうかを厳格に検討し、公益法人でなくても良い場合には、他の法人とのイコールフットィングの観点から法人形態を見直す。（例えば、雇用振興協会への委託費の大幅削減と一般法人等への移行）

②事務事業の見直し

公益法人に対する補助金等について、公益法人として実施することの必要性、金額等を見直し、公益法人を介さない形での事業実施を検討する（例えば、社会保険健康事業財団、船員保険会に対する「生活習慣病予防健診受付事務等」や全国社会保険協会連合会に対する「高額医療費等貸付事業」の委託の取り止め）ほか、独立行政法人から公益法人に対する補助金等についても徹底的な削減を図る。

公益法人が実施している事業について、事業の重点化や人件費等の圧縮等により委託費等の削減を行う。（例えば、労災年金福祉協会等へ

の委託費の削減)

③内部留保の還元

内部留保が大きい法人について、まずは内部留保分を事業に充当することとし、国からの補助金の縮減（長寿社会開発センター）や手数料の引下げ（日本救急医療財団）等を行う。

④人件費、職員厚生経費の見直し

所管官庁出身者の多い公益法人については、その割合を適正化するとともに、役員数や人件費及び職員厚生経費について厳しく見直す。

【特別会計の見直し】

- 平成 20 年 10 月 30 日に政府与党でとりまとめられた経済対策（「生活対策」）において、「家計緊急対策」の一環として、雇用保険の保険料については、平成 21 年度の 1 年間に限り、0.4%の範囲内の幅（現行 1.2%）で引き下げることに付いて、セーフティネット機能の強化等と併せ、関係審議会において労使と十分協議した上で検討し、結論を出す。
- 特別会計全般の歳出見直しに取り組む中で、特に、会計検査院等から無駄遣いを多く指摘されている労働保険特別会計のうち、雇用保険二事業及び社会復帰促進等事業について、成果目標の設定と「P D C A サイクル」を徹底して行い、全ての事業を精査する。
これにより、事業の継続的な見直しを実施するとともに、独立行政法人や公益法人向けの支出を見直すこと等により、本来の目的に資する事業に重点化する。（例えば、雇用保険二事業及び社会復帰促進等事業の既存事業の整理合理化の徹底や、ハローワーク付属施設機関について、利用実績を踏まえた事業の再編や関連資産の売却）

【遊休資産の売却等】

- 船員保険特別会計について、船保特会保有の保養所等（設置・運営の財源は船舶所有者が全額負担する保険料）の廃止・売却等の整理合理化を行うとともに、労働保険特別会計、年金特別会計、国立高度専門医療センター特別会計において保有されている必要性のなくなった職員宿舎や庁舎の売却を進める。
これにより、委託費等の節減や土地売却等による収入の確保を図る。

【広報経費・委託調査費の見直し】

- 広報経費・委託調査費（平成 18 年度実績 約 4 5 億 8 千万円（支出額 5 0 0 万円以上のものの合計）については、競争性のある契約方式を原則とする。

その上で、まず、平成20年度の予算執行において、事業の統合による効率化や、パンフレット制作部数、調査内容・調査規模の精査等を行い、極力節約を図る。(例えば、年金財政ホームページの厚生労働省ホームページへの運用の集約化)

更に、平成21年度予算においては、現在、厚生労働省で4つある広報誌の買上げ廃止を含めた全面的な見直し、ホームページの集約化(例えば、都道府県労働局関係で現在132あるものを1つに集約化を進める)、イベント、フォーラム等の広報及び委託調査の必要性をゼロ・ベースから精査を行う。(例えば、若者自立支援フォーラムとヤング・ジョブフェスタの統合や、労働関係調査地方委託費の見直し)

また、パンフレットやポスターの制作部数については、これらの利用状況や、広報対象者の特性を踏まえた広報媒体の変更を行うなど、その必要性をゼロ・ベースから精査する。(例えば、対象者の主たる情報収集源がインターネットである若年層を対象とするパンフレットの制作部数削減)

これらの取組により、広報経費・委託調査費に係る支出を最大限縮減する。

【随意契約の見直し】

- 随意契約で行われてきた業務は、より競争性の高い契約方式による実施を原則とする。競争性のない随意契約については、事前の内部審査及び事後の第三者機関によるチェックを徹底し、併せて随意契約によらざるを得ない理由について開示内容を充実した上でホームページ等で広く国民に対して開示する。
- システム関係については、システム最適化計画に基づき、着実にレガシーシステムを改善し、競争性のある契約に移行する。
- 企画競争、公募による契約についても、事前の内部審査及び事後の第三者機関による応募条件等のチェックを徹底する。

【本省等におけるレクリエーション経費・タクシー代の支出の見直し】

- 本省、地方組織を通じレクリエーション経費に係る支出を全廃する。
- タクシーチケットの使用(平成18年度実績 約10億1千万円)については、打刻して記録に残した上で24時半以降の使用に限定するなど使用規程準則を更に厳格化・明確化するとともに、利用状況などについても事後チェック体制を整えたところであり、引き続きこれらの取組を着実に実施し、その使用を適正化する。また、全省的な業務の効率化、改善の取組みを行い終電前の退庁を進めるとともに、相乗りの励行等、効率的なタクシーチケット使用を一層促進する。

【来年度予算に向けて見直しを行う事業】

- さらに来年度予算においては、以下の事務・事業について執行実績やその有効性にかんがみ、効率化・合理化などの観点から徹底して見直しを行う。
 - ・ 健康増進事業費補助金
 - ・ 疾病予防事業
 - ・ がん対策推進特別事業
 - ・ 感染症関係情報化経費
 - ・ 化学物質安全対策費
 - ・ ハローワークプラザ運営費等
 - ・ 再就職支援プログラム事業
 - ・ 中小企業基盤人材確保事業
 - ・ 学生職業センター等における学生等の就職支援
 - ・ 地域雇用創造推進事業
 - ・ 母子家庭の母等の職業的自立促進事業
 - ・ 児童環境づくり推進機構等事業費
 - ・ 待機児童解消促進等事業費（認可化移行促進事業、保育所体験特別事業、認可外保育施設の衛生・安全対策費）
 - ・ 企業委託型保育施設等支援助成事業費
 - ・ 福利厚生センター運営事業費
 - ・ 中国残留邦人問題等に係るシンポジウム開催経費
 - ・ 国立更生援護機関運営費
 - ・ 地域介護・福祉空間整備推進交付金
 - ・ 介護サービス情報の公表制度支援事業
 - ・ レセプト審査手数料
 - ・ 年金資金運用調査研究費
 - ・ 年金月間における新聞広報

- 公益法人向け支出については、長寿社会開発センター事業費について内部留保の活用により更なる見直しを図るとともに、事業の有効性や効率化・合理化などの観点から以下の公益法人向け支出について見直しを行う。
 - ・ AED普及啓発経費
 - ・ 臓器移植対策事業費
 - ・ 労働時間等相談センター事業
 - ・ 快適職場形成促進事業
 - ・ 労働時間等設定改善事業
 - ・ 産業雇用安定センター補助金
 - ・ グローバル人材育成支援事業
 - ・ 育児休業労働者等支援交付金

- ・ 駅型保育試行事業
- ・ 思春期保健相談等事業
- ・ 国民健康保険団体連合会等補助金
- ・ 国際労働関係事業

(3) エネルギー・農業

【広報・委託調査経費】

- 当分科会は、「第一次緊急取りまとめ」策定の後、広報・委託調査経費を中心に議論を行い、広報・委託調査経費の支出先、内容、金額、契約方式等を精査したところである。
- 経済産業省、農林水産省の広報・委託調査経費の個別支出先等に関し、公益法人等が一者応札で落札している事例等も見られたことから、両省に対しては、広報・委託調査経費について改めてその必要性・有効性等を厳しく見直すとともに、競争性のより一層の確保を図り、国民への説明責任を果たすための取組を求めた。
- 平成 20 年度予算の執行においては、イベント時の記念品配布の取り止め、事業の一部見直し等が行われ、経済産業省で広報経費 0.9 億円、委託調査経費 3.5 億円、農林水産省で広報経費 2.2 億円、委託調査経費 3.9 億円の節減を行った。平成 21 年度予算に向けた概算要求においては、広報・委託調査経費について両省ともに事業の必要性等の観点から見直しを実施するとともに一者応札の解消に向けた一般競争入札や企画競争手続等の更なる改善（公告・公示期間の延長等）に取り組んでいる。
- しかしながら、今後、当分科会の指摘が個々の事業の見直しの際に徹底されることが必要であることから、個別の取組については、引き続き必要性・有効性等について精査を行い、まずは平成 21 年度予算にその成果を反映させることが必要である。その上で、21 年度予算の執行においても、全省庁横断的な取組みとして適切な予算執行に努めるべきである。
- なお、委託調査経費については、
 - ① 各委託調査結果の公開、共有化等を進め、各省・各部局間での重複排除に努めるべきである。

- ② 独立行政法人が専門性・調査資源を独占し民間機関による対応が困難と認められる分野の調査は、原則として独立行政法人の本来業務として運営費交付金で対応すべきであり、その例外となる場合のルールづくりとあわせ中期的に検討すべきである。
- ③ 例えば、外国制度・事情調査にあたっては、まずは在外公館等を通じた相手国政府等への照会によることができないか検討すべきである。

【レクリエーション経費・タクシー代】

- レクリエーション経費については、経済産業省・農林水産省ともに、「第一次緊急取りまとめ」を踏まえ、平成20年度の執行を停止し、平成21年度の要求を行わないこととしたことを確認した。
- タクシー券については、24時半以降の利用の際に使用時間の打刻を義務付けるなど使用基準の厳格化を図り、タクシー利用の一層の透明性確保に努めていることを確認した。また、農林水産省においては期間・部局を限ってタクシー券の使用停止を試行的に実施している。タクシー代については、超過勤務の縮減等を通じ引き続きその削減に努めるべきである。

【政策棚卸し】

- 政策棚卸しについては、経済産業省・農林水産省から平成21年度予算に向けた概算要求において3年以上継続している事業等について見直しを実施している旨の説明を受けた（経済産業省898億円、農林水産省585億円）。平成21年度の概算要求段階においては、事業の全面的な廃止から一部見直しなど様々な段階のものが集計されていることから、今後、両省は自主的に事業を更に見直し、その内容に対し十分に説明責任を果たすことが必要である。
平成21年度予算編成過程において、引き続き事業の必要性等について更なる見直しを行い、平成21年度予算にその結果を適切に反映することが必要である。

・経済産業省

- 戦略的基盤技術高度化支援事業
- 地域イノベーション創出研究開発事業
- 地域資源活用型研究開発事業
- 新連携対策補助金
- 地域資源活用売れる商品づくり支援事業

国家備蓄石油管理等委託費
産油国石油精製技術等対策事業費補助金
二酸化炭素貯留隔離技術研究開発 等

- ・農林水産省
 - 農村生活総合調査研究事業
 - 海岸保全施設整備事業局部改良事業
 - 米穀価格形成安定化補助事業
 - I T活用型営農成果重視事業 等

(4) 文教・科学技術等

(文部科学省)

- 教育関連で多数の学校・地域に全額国費負担で事業を行わせるモデル事業（20年度予算：200億円）については、今回の棚卸しを参考にして、そのすべての要否を抜本的に見直すべきである。

文部科学省のこうしたモデル事業は、すでに地域や学校で同様の試みが行われているかどうかの調査がなく、また、モデル事業に関する成功と失敗の基準が明確でないため、各事業の検証が行われていない。全額国庫負担であるため事業終了後に普及しない、文部科学省による事業の押し付けがかえって学校現場・地域の負担になっている等さまざまな問題がある。一方、先進的な取組が行われている地域や学校がモデル事業の対象となるとは限らない。

モデル事業の予算を抜本的に見直した上で、必要不可欠な事業については、自治体が事業を選べるようにするなど、その財源の半分程度は教育関連のために自治体に配分する仕組みを検討するべきである。文部科学省のモデル事業の対象内容については、既に各自治体で自発的に優れた取組が行われていることが多く、文部科学省は、優れた取組をホームページ・講演等により紹介・周知する活動を積極的に行うべきである。そして、モデル事業の評価を厳格に行い、検証し、効果を施策に生かすようなシステムを確立すること。

- 独立行政法人・日本学生支援機構の奨学金事業については、滞納が急増し、延滞債権が2200億円にも上っており、滞納分が国費に付け回しされている。平成23年度までに延滞債権の半減を目指し、回収強化すること。まずは、独法職員の人件費、管理運営費を抜本的に見直し、現在非効率性が指摘される独法の回収業務は民間に委託する

ことなどにより、法人への運営費交付金（20年度予算：76億円）を抑制すべき。

その上で、国の奨学金事業は維持しつつ、5年後（中期計画策定時）を目途に、この独法については機構運営の抜本的改革を行うべき。

- 独立行政法人・教員研修センター（20年度予算：14億円）については、各都道府県等で行っている教員研修に加えて、国が全国の教員を一カ所に集めて研修を行う必要性は極めて高いが、人件費など運営費、研修事業費についてさらなる経費削減に努めること。施設の稼働率をさらに高めるように目標を掲げて努力すること。
- 「心のノート」（20年度予算：4億円）については、文部科学省作成の教材を一律に配布する以上は、よりいっそう内容の改善を図り、配布されたノートの活用を推進すること。
- 全国学力調査（20年度予算：62億円）については、何を調べたいのか明確にし、個々のデータを分析、検証し、学力向上や学習意欲向上に具体的につなげること。そして、必要なデータを国民に明らかにすべき。
- 子どもの体力向上にむけた全国調査（20年度予算：2億円）は、既に各学校・地域で実施している体力測定もあり、現場の負担軽減、費用対効果の観点から、効率化を図る。
- 独立行政法人・大学入試センターについては、年一回の試験のために、約100億円の実施経費と約100人の専属職員を投じているが、市場化テストを含めて工夫し、年間5億円の税金投入の縮減に努めるべき。
- 独立行政法人・科学技術振興機構による「日本科学未来館」については、年間25億円を国費で補填している状態にあり、運営費を抜本的に見直しするとともに、民間委託の拡大等を目指して運営形態の見直しを行うべき。
さらに、都内にある三つの科学関係の博物館の連携協力を進めること。
- 世界最高水準の研究拠点形成のための「グローバルCOEプログラム」（20年度予算：150拠点、340億円）は、目的と成果をはっきりさせるようにすべき。

- 大学国際化のための「大学教育の国際化加速プログラム」（20年度予算：250大学、20億円）（21年度は「国際化拠点整備事業」（150億円））など、国立大学を中心とする各大学に対しては、国立大学運営費交付金等に加えて、テーマ別の補助金が多数流されているが、類似・重複する補助金を整理し、ばらまきにならぬよう優れた取り組みを重点支援できるよう対象大学数を極力絞るべき。
- キャリアパス多様化推進事業（4億円）については、本来市場原理でやるべきことであり、目標設定もないこうした事業を継続する必要はない。
- 科学技術の大型プロジェクトについては、総合科学技術会議の評価を踏まえ、実用化に向けたロードマップを国民に対して明らかにし、税金投入額の妥当性を徹底的に検証すべき。
- GXロケット事業は、市場化の見込みおよび技術的課題の解決の目途をつけつつ、宇宙開発の全体像の中での位置づけを明確化する。
- 深海ドリリング計画（ちきゅう）は、事業目標・事業期間を明らかにしたうえで、独立行政法人・海洋研究開発機構の運営体制の効率化などにより各年度140億円かかる経費を検証し、効率的な運用を図る。
- 21世紀気候変動予測革新プログラム（20年度予算：29億円）は、対象としている高精度の予測が国民の利益にいかにつながるかを明確にする。
- 次世代スーパーコンピュータは、「世界最速のコンピューター」を開発するために、平成24年までに約1150億円と多額の税金投入が予定されている。効率のよい運営を図り、国民の利益にいかにつながるかを明確にしていくこと。
- 法科大学院は各大学の責任において設置されたものであり、高度化事業（概算要求額5億円）については、必要性は必ずしも認められず、さらに検討を加えること。
- 外国人留学生修学援助費補助金（授業料減免学校法人援助）について

は、継続し、今後制度のあり方について検討を加えること。

(環境省)

- サービス業や公的部門を対象とする業務部門二酸化炭素排出抑制事業（20年度予算：22億円）に関しては、環境分野を建築規制などに取り込むなども含め、抜本的な推進手法の見直しが不可欠。特に現在の先行事例を創出するタイプに対する補助事業については、いつまで当該事業を継続するのか、目標水準も含め、出口戦略を明らかにする必要がある。
- 3R関連事業（20年度予算：2.2億円）については、特にモデル事業が意義あるビジネスモデルを有していないことが明らかとなり、現行において国が実施している実証事業は廃止すべき。むしろ、自治体やNPOの取り組み事例の調査および全体への共有の展開などに特化して取り組むべき。
- SATOYAMA イニシアティブ推進事業（20年度予算：1.3億円）については、300選のように趣旨が必ずしも明確ではない事業は廃止し、生物多様性の持続を可能にするべく、真に必要な事業を再検討した上で実施すべき。
- 浄化槽対策事業費（20年度予算：1億円）については、普及が各地域において実態として推進されるよう、期限を決めた集中的な補助の実施、制度・規制の改善を行うなど、国としての取り組みを再検討すべき。
また、現在実施しているシンポジウムなどは地方の認識レベルを踏まえれば、もはや不要であり、自治体にやり方も含め委ねるべき。
財団法人日本環境整備教育センターが行う浄化槽管理士の国家試験については、高額（約5万円）の講習を受講させた上でさらに試験を課す現在の方式について、より簡素な方式を検討すべき。
- 廃棄物処理整備費（20年度予算：799億円）については、自治体が主体的に廃棄物行政を行えるよう、自治体の創意工夫をより生かせるような交付金の仕組みを検討するべきである。一方、国としては、廃棄物処理の水準の全体の底上げのための制度・規制の設計および先進的な取り組みのリスク軽減や過疎地における支援を担うべき。

(財務省)

- 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の金利変動準備金は、50/1000が積み立ての上限となっているが、ALMの高度化等の状況を踏まえ、この水準については、適時、専門家によるゼロベースからの見直し、妥当性の検証が必要。
現下の金利状況および経済財政状況に鑑み、来年度の金利変動準備金の余剰分を国債整理基金繰入に限らず、最も有効な用途に使うべきである。
- 財投機関への貸出については、専門家の知見も活用して貸出先の償還確実性の精査を行い、貸出しリスクを検証して、貸出し後のチェック機能を強化すべき。
- 財政投融资特別会計投資勘定については、投資の目的を明確化した上で、投資対象及び投資規模の見直しを行うべき。
- 外国為替資金特別会計については、過去の為替介入により、外貨資産が約100兆円も積み上がっている状況にある。この外貨資産のあり方について中長期的な戦略を考えるべき。
- 地震再保険特別会計については、地震保険の加入率（現在約20%）の目標設定を行い、将来的なビジョンを明確に国民に示すべき。
- 公務員宿舎については、真に入居が必要な者および公務員の勤務状況の実態把握を行うとともに、各宿舎について管理コストと家賃補助等とのコスト比較を行い、宿舎を削減すべき。
- e-Taxについては、e-Japan 構想に立ち戻り、住基ネットの問題や利用率の目標設定についての検討が必要である。あわせて、e-Taxの推進によるコスト削減効果についても検討すべき。
- 独立行政法人酒類総合研究所は、ほとんどが中小零細企業である酒類業者のために、基礎的・基盤的研究を行っているが、酒類業の中小零細企業だけにこのような保護があるのは問題である。また、鑑評会も民間のみによる開催は可能である。次期中期計画策定時（22年度中）までに、酒税に関する必要な業務を除き、民間への移行や他の研究機関等への移管をするべき。
- 国税及び地方税の徴収の一元化について検討課題とすべきである。

また、国税庁は、業務の効率化等により徴収率の向上とコスト削減に努めるべきである。

(外務省・ODA)

【ODAのあり方】

- ODAに関しては、金額の大小だけでなく、戦略やアウトカム目標がまず議論されるべきである。ODA大綱を建前に終わらせず、日本として明確なスタンスをとるべきである。
- ODAの重点分野や重点地域について、それぞれ定量的なデータをもって説明する必要がある。ODAについては、金額（量）の議論だけでなく、同じコストをかけるとしても、より効果的・効率的な成果を出すにはどうすべきか、その質や中身について議論が必要である。
- ODAについては、各省庁がODA大綱・中期政策等に基づいた統一的・整合的な取組を行っているとは言い難い。外務省が他省庁のODA事業を十分に把握していない。複数の省庁が似たようなODA事業を行っている。外交政策全体を担う外務省が戦略立案の調整の中核としての機能を発揮すべき。
- ODAの事業評価の歴史は長いが、今のところプロジェクト単位の評価に限られている。今後は、学会、メディア、シンクタンク及びNPO等と連携しながら、わが国の国益や外交政策上の評価、一国単位や地域単位の経済協力評価など、新たな評価方法を導入していくべきである。
- 国内世論をくみ上げつつも、相手国で成果を上げる援助を行うことが、国民のODAに対する理解と支持につながる。日本の国民と被援助国の受益者の双方に対するアカウントビリティの強化が必要である。
- 国別のローリングプランが開示されない等、外務省の政策が国民からわかりにくいとの指摘もある。ODAプロジェクトの策定過程を透明化する努力が必要である。

【ボランティア事業】

- JICAが実施する青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアは、

NGOとの連携を強化しつつ、大幅に改善しつつ、国が継続実施すべき。ボランティアであっても一定のスキルを持つ“役に立つ”人材を、プロジェクトベースで派遣する必要がある。援助人材の育成については、NGOとの連携を強化すべきである。

- 募集選考過程の委託事業については、コスト削減など抜本の見直しが必要である。調整員のあり方についても見直すべき。

【学校建設】

- 無償資金協力による学校建設については、一般プロジェクト無償から、現地仕様を採用するコミュニティ開発無償等に移行すべき。これによりコストの3割程度の削減を目指すべきである。
- 一般プロジェクト無償の選定プロセスが不透明なのは極めて問題であり、世の中への説明のためにも、物差しとなる明確な基準が必要である。学校を何校建設するかなどのアウトプット目標だけでなく、学力水準や就学率等のアウトカム目標についても明確にするなど、外務省はこれまで以上に明確に説明責任を果たす必要がある。

【在外公館／海外事務所のあり方】

- 在外公館の人員の問題については、各省アタッシェの配置を含め、配分をゼロベースで見直し、200近い各公館のどこに何人必要なのか、改めて精査するべきである。
- JETRO・JICA等との連携を強化し、効果的・効率的な運営を図るべき。

【広報関係】

- 広報関係については、費用対効果をきちんと評価することが必要である。
- 「ODA語り部事業」はやめるべき。「外務大臣と語るフォーラム」については、費用対効果の観点から見直しを図る必要がある。また、雑誌「外交フォーラム」については、この雑誌の位置付けについて抜本的に検討すべきである。
- NGO支援事業については、評価委託を含め体系的にするとともに、詳細な説明責任が不可欠である。

【第二メコン架橋】

- 第二メコン架橋については、無償資金協力で実施すべきか、有償資金協力で実施すべきか、また、そもそも他の無償案件に優先して、このプロジェクトに多額の資金を配分する必要性があるかなど、不明確である。ODA全般に無償・有償を分ける基準が不明であり、明確化が必要である。

【文化交流分野】

- 文化交流分野についても、評価を行う必要がある。評価のためには明確な達成目標を立てる必要があり、その際には国際交流基金のみならず、外務省も巻き込んで目標を設定し、レビューすべきである。また、民間財団との連携は重要であり、検討が必要である。

【留学生関係事業】

- 留学生受け入れも外交・ODA戦略の一環という視点が欠けている。留学生関係事業については、ODA大綱やODAの重点分野や重点地域との整合性を考えて実施すべき。
- 国費外国人留学生制度及び私費外国人留学生等学習奨励費給付事業については、必要以上に給付水準が高いとの指摘もあり、その給付水準や対象者の見直しが必要である。
- 私費外国人留学生等学習奨励費給付事業については、過去に同事業で奨励費を給付された元留学生に対し、(独)日本学生支援機構が寄付を求めるなどの新しい工夫も必要である。
- 政府開発援助外国人留学生就学援助費補助金については、今後、制度のあり方について検討を加えること。

【人材育成事業】

- 人材育成事業については、研修事業、専門家派遣事業共に、全体の統一性や相互調整が明確ではないため、事業の重複が散見される。重複事業の整理統合や、JICAと各省庁の役割分担の明確化など、「オールジャパン」での対応が必要である。
- 人材育成事業のうち民間団体やNGOに移管・委託可能なものについては、積極的に移管・委託を推進していくべきである。

- 労働技術協力等促進費（厚労省）、海外農業青年日本型農業技術移転・人材育成事業（農水省）及びアジア生産性向上事業（経産省）については、今回の棚卸しを参考にして、今後その在り方を検討していくこととし、まずは、抜本的なコスト削減に取り組む必要がある。事業の重複を避けつつ、省庁の壁を超えた連携を図るべき。
- JICAについては、例えば航空旅費が他省庁に比して割高であるなど高コスト体制になっていることから、早急にコストカットに取り組むべきである。例えば、東京とジャカルタの往復航空券では、JICAは約40万円の正規料金のチケットを購入し、他省庁は10～20万円程度のディスカウントチケットを購入しているケースがあった。JICAの専門家派遣事業、ボランティア事業、調査団、研修員受入れ等で年間2万人近くが行き来していることを考えると、相当額のコスト削減が見込める。

【その他】

- 海外農業農村開発地球温暖化対策検討調査費（農水省）、アフリカ農村貧困削減対策検討調査費（農水省）、地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業委託費（経産省）、プロジェクト形成推進事業（国交省）及び人流・物流サービス整備支援事業（国交省）については、今後、他事業との一元化の適否を含め、その実施体制の在り方について検討を行っていくべきである。いずれにしても、各種調査事業については、外務省がその全容を把握するとともに、調整の中核となって関係省庁間の連携強化に早急に取り組むべきである。

【災害援助】

- 物資調達コストや研修コストなどの間接的なコストについては、できる限り、削減すべきである。倉庫の維持費等も含め、費用対効果の観点から見直すべき。
- また、緊急援助支援について、そのスキームの中にNGOを明確に位置付けることなどを検討するとともに、初期の緊急出動から復興支援まで、先を見据えた顔の見える支援とすべきである。

（法務省）

- 民事法務協会については、国からの支出による収入が収入全体のうち大きなシェアを占めている一方、登記の乙号事務委託入札において

は、一般競争入札を進めているにもかかわらず、そのほとんどを民事法務協会が落札している。

こうした状況を踏まえ、今年度の入札から適正化を行うべき。また、同協会に対して不当に有利に働く評価のあり方を抜本的に見直すべき。また、新たな公益法人認定の枠組みの中で同協会について抜本的な見直しを図るべきである。

- 刑務所及び少年施設における矯正教育等（20年度予算：12億円）については、現行の矯正教育プログラムを受講した出所者と受講していない出所者の施設再入率を比較して効果を検証すべき。仮に十分な効果が出ていないのであれば、施設再入率の目標値を設定した上で、その達成に向けて矯正教育のあり方の抜本的な見直しを行うべき。
- 受刑者の刑務作業（20年度予算：36億円）のうち職業訓練については、各訓練を受けた出所者の就職率を検証した上で、就職率の低い訓練については見直しを行うべき。
- 矯正施設における業務の民間委託（20年度予算：43億円）については、更なる推進について検討を行った上、新たな目標値（委託ポスト数）を設定すべき。また、PFI手法による刑務所の運営をさらに推進していくべき（初犯で再犯の恐れのない受刑者が中心の刑務所）。
- 保護司活動の推進（20年度予算：59億円）の中の「社会を明るくする運動」については、効果が必ずしも明らかではなく、保護司にとって負担になっている場合もあることから、同運動については全国一律のものではなく、地域の実情に応じた内容となるよう、抜本的に見直すべき。
- 更生保護サポートセンターについては、既存のセンターの稼働状況等を十分に検証するとともに、法務省や自治体の既存の公的施設等の利用について検討し、基本的に借料等のかからない仕組みにすべき。
- 自動化ゲートシステムについては、旅行者の利便性の向上のために導入したものであるが、導入後今日までの登録者数や利用回数を踏まえ活用法について不断の見直しを図るべき。今後のシステムの新設については、既存のシステムの登録者数や利用回数の増加状況を見つつ、新設を検討する空港の利用者数、審査待機時間等を考慮しながら行う

べき。

- 人権啓発活動経費（20年度予算：29億円）については、国および地方の役割分担、省庁間の重複の是正の観点から、より効果的、効率的な実施となるよう見直すべき。
- オンライン登記申請システムについては、オンライン利用の拡大による事務の効率化を踏まえた人員配置のあり方を検討すべき。

（内閣府）

- 沖縄に対しての諸政策については、その特殊性に配慮しながらも、より効果的、効率的な資本投下となるように、達成目標を明確に定め、公表するなど抜本的に見直すべき。
- 沖縄における社会資本整備（20年度予算：1022億円）については、その事業を行うことにより達成する目標を明示し、レビューすべき。
また、大学院大学は、200億円の建設費など事業コストに対しての効果が不明確。早急に内容や達成目標を明確化すべき。
- 沖縄振興開発金融公庫（20年度予算：36億円）については、政策金融改革を踏まえ、平成24年度以降速やかに日本政策金融公庫に統合できるよう、体制整備を進めるべき。
- 沖縄における産業振興（20年度予算：17億円）についても、一層の効率化を図りつつ、不断の見直しを行うべき。
- 地域再生基盤強化交付金（20年度予算：1446億円）や地方の元気再生事業（20年度予算：25億円）については、地方活性化を目指すための過渡期的な仕組みであり、当初予定された期限で抜本的な見直しまたは廃止すべき。
- 政府広報（20年度予算：90億円）については、専門家が責任を持って明確な目標を達成するよう業務のあり方を見直すとともに、国民の権利・義務に関わるものなど重要政策以外の広報は廃止すべき。
また、自治体を通じた自治会の回覧の活用、広報誌のフリーペーパー化など、広報テーマ・ターゲットに応じた効率的・効果的な媒体・広報手段について幅広く検討すべき。海外向けの外国語での情報発信に

については、外務省における広報活動等も含めて、政府全体として効率的・効果的な広報を行うべき。

- 青年国際交流事業（20年度予算：16億円）については、青年の船事業で、これまでの参加国や参加青年組織との連携協力をさらに推進し、また参加者による更なる負担を求め、更に民間からのスポンサーを募る等も検討し、予算額の一層の効率化を目指すべき。
- 原子力利用の安全確保（20年度予算：9億円）については、継続的に一者入札となっている委託調査の内容の妥当性を厳格に評価するとともに、入札において実質的な競争が確保されるよう入札・発注のあり方を検討すべき。委託調査先に原子力行政に関わっていた者が天降りしていることにより原子力安全委員会の中立性に影響を及ぼすことのないように説明責任を果たすべき。
- 迎賓館（7億円）については、一般公開の拡大や参観料のあり方について検討すべき。

（警察庁）

- 行政情報管理システム等（20年度予算：44億円）及び犯罪情報管理システム（20年度予算：34億円）については、今後の契約更新時には、競争性のある契約形態を導入すべき。

（金融庁）

- 指摘事項なし。

（人事院）

- 人給システムの開発（20年度予算：14億円）については、これまで不透明であった開発にかかる入札の仕組みを透明化し、コスト削減の努力を追求すべき。また、システム導入による経費削減を実現するために、人員削減等を実効あるものとするよう内閣官房・総務省との責任分担を明確化するべき。

（会計検査院）

- 会計検査院は経済性や効率性等の観点でも検査ができる権限を有しているが、現在の指摘金額、是正改善効果の金額から鑑みれば、その権限をしっかりと活用しているとは言い難い。予算の根拠、成果指標等を更に明確化し、経費管理を含めて国民への説明責任を果たすべき。

また、現在の公的セクターには「無駄」が多いとの問題意識が低いと言わざるを得ない。現有のマンパワーを最大限活用してさらに効果的な検査を行い、指摘後のフォローアップに至るまでの責任を果たすべきである。

【資産の処分などの有効活用の検討】

- 「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」の報告において言及されていないものも含め、追加的に処分・整理統合等の有効活用を検討する余地のあるものとしては、例えば以下のものが考えられる。

＜資産処分に当たっての検討基準の例＞

- ① 保有すべき合理的理由がない資産については、原則売却する。
- ② 保養所や運動場等の施設は、地域住民の必要性等を勘案しつつ、原則として売却を進める。
- ③ 宿舎や研修所は、稼働率、築年数、立地等を勘案し、計画的に整理統合を進める。

＜検討対象となる具体例＞

- 外務省
国際協力機構（広尾センター、箱根研修センター）
国際交流基金（18宿舎）
- 財務省
酒類総合研究所（東京）
国立印刷局（虎の門本局及び工場、未利用地（大手町外4件））
- 財務省・国土交通省
住宅金融支援機構 公庫総合運動場
- 文部科学省
科学技術振興機構（5宿舎）
宇宙航空研究開発機構（稲荷前宿舎）
日本学生支援機構（6宿舎）
日本芸術文化振興会（7宿舎）
- 特殊法人
国際協力銀行
曙橋研修会館など研修会館、宿舎、保養所

【イベント経費】

- 「第一次緊急とりまとめ」において、「〇〇の日」、「〇〇月間」、「〇

周年記念式典」、「〇〇シンポジウム」、「〇〇フォーラム」等のイベントは、ゼロベースで廃止を含めて必要性を徹底的に見直すとともに極力簡素化するとの方針を示した。

これを踏まえた取り組みとして、要求段階で見直しを行った例は以下の通り。

チーム・マイナス6%関連（環境省 21年度要求 前年度予算比10.9億円減）

少子化社会対策に関する国際連携推進事業（内閣府 同二千万円減）

『目に見る非行防止運動』広告の放映（警察庁 廃止、同二千万円減）

海外安全・旅券管理キャンペーン（外務省 同五百万円減）

- 以下の種類のイベントに関しては、必要性は認められるが、これらについても、具体的な効果を検証した上で効率的かつ極力簡素に行うべき。

人権や公害等過去の経緯から社会に普及啓発する必要があるもの
政府の活動に多大な貢献を行った人物を顕彰するもの
安全保障など国民の理解を醸成する必要があるもの
学生などの成果発表の場として貴重な機会となっているもの
採用活動や募集活動の一環と言えるもの
民間ビジネスが発展しにくい分野を支援するもの
実質的に専門家によるコンファレンスとなっているもの
外交上国際交流等の観点で特に配慮が必要なもの

法令や国会決議等に基づき「直接」実施が求められているものも少なくないが、そうしたものについては、本当にそれが必要かを見直し、法令や決議の修正をすべきである。

なお、総じて、定量的な政策効果の把握が不足しており、政策評価を機能させ予算に反映させるためにも担当部局の一層の努力が不可欠である。

イベント時の記念品の配布は20年度中に撤廃すべきである。

【委託調査費の見直し】

- 委託調査については、「第一次緊急とりまとめ」において、①各省庁において必要性をゼロベースで徹底して見直し、支出の優先順位を洗い直す、②各年度同様の調査を行っているものについては必要性を検証する、③異なる部局で同様の調査を行っているものは、廃止を基本として見直す、④PDCAサイクルの考え方を適用し、個々の調査について、事前に目的を明らかにした上で、効果を事後的に検証し、結

果を予算に反映させる、との方針を示した。

以上に基づく取り組みとして、要求段階で見直しを行った例は以下の通り。

3Rイニシアティブ国際推進費（環境省 廃止、21年度要求 前年度予算比1.23億円減）

規制速度決定の在り方に関する調査研究（警察庁 廃止、同25百万円減）

亜熱帯特性研究推進事業（内閣府 同20百万円減）

アジア金融・資本市場育成関連調査経費（財務省 廃止、同18百万円減）

PFI方式による刑務所運営調査（法務省 同16百万円減）

- 委託調査費については、上記①～④の方針を踏まえ、ゼロベースでの見直しを徹底し、21年度予算額を極力抑制する。また、委託調査費の執行に当たっては、必要性が十分に認められない業務が発注されることのないよう、厳格な執行管理を行う。

- 対象とする11府省庁合計で、委託調査は950件（平成18年度）あったが、このうち競争性のない随意契約は288件（30%）であった。これらの委託調査に際しては、競争性の高い契約方式に可及的速やかに移行すべきである。また、形式上競争入札にはなっているものの、参入条件などのハードルが高いため一者応札になっているなど、実態を伴わない競争入札も見られるところであり、早急に競争性を担保できる形とするべきである。

【その他】

- ODA予算の中の世界銀行やWHOに対する我が国の分担金、拠出金を流用し、キャリア官僚が海外留学をすることは禁止すべきである。キャリア官僚の海外留学に関して、その必要性や対象など抜本的な見直しが必要である。既に海外で教育を受けた人材の積極的な採用、登用を制度化するべきである。

- 各省庁が資格を創出し、天下り先の団体が高い受講料を取って講習会を開き資格を与え、省庁が行う事業に関してその資格を持っていることが求められるというビジネスモデルはこの機会に徹底的に改めるべきである。

- 財務省（100万円）、外務省（41万円）、金融庁（28万円）な

どで行われている独自タクシーチケットの印刷業務についてはこれを全廃し、同業務を入札条件へ盛り込むなど、タクシーの支払いに関しては今後検討すべき。

(5) 総務・防衛

(総務省)

【レクリエーション経費、タクシー代の支出、広報イベント関係経費】

- 総務省のこれらの経費は、20年度予算で21億円計上されている。
- レクリエーション経費は廃止すべきである。
- タクシー代については、適切かつ効率的な使用を徹底すべきである。
- 広報関係経費
 - ① 地上デジタル放送への移行に関する政府広報は、民間事業者等の広報活動では不十分となる部分の補完に徹する観点から、厳しく見直し、技術的弱者に対するアプローチ等必要なものに厳選すべきである。
 - ② 広報誌については、職員向けの買い上げ分を大幅に縮減する等により部数を削減し、徹底した予算額の削減を行うべきである。
(注) 総務省の主な広報誌(20年度発行部数、予算額)
「総務省」(14,500部/月、1,413万円)、「統計」(944部/月、613万円)、「ちょうせい」(6,000部/4半期、522万円)、「消防の動き」(5,600部/月、638万円)
 - ③ イベント関係経費については、以下のとおり廃止を含め抜本的な見直しが必要である。
 - － 政策評価フォーラム、地域ICT未来フェスタ：廃止。
 - － 地域力創造シンポジウム：シンポジウムを廃止し、実務的な会議とする。
 - － 全国過疎シンポジウム：簡素化。
 - － 電波の日・情報通信月間祈念式典、統計の日：簡素化。
 - － 救急の日及び救急医療週間：簡素化。
 - － 住宅防火対策推進シンポジウム：経費を節減。

- － 消防団入団促進キャンペーン：経費を節減。
- － 行政相談週間：経費を節減。

【公益法人向け補助金等】

- 総務省の公益法人向け補助金等は 18 年度支出実績で約 293 億円。そのうち約 231 億円が、アナログ周波数変更対策を（社）電波産業会が実施しているものである。今後、地上デジタル放送移行のための事業が本格化するが、公益法人向け支出については、事業見直し等により 3 割減を達成すべきである。

【独立行政法人向け支出】

- 総務省からの所管独立行政法人向け財政支出は 20 年度予算で約 475 億円計上。

（注）内訳（20 年度予算額）

（独）情報通信研究機構（NICT）（373 億円）

（独）統計センター（94 億円）

（独）平和祈念事業特別基金（7 億円）

全体として、後述のベンチャー向け支援等の更なる棚卸しを反映し、中期計画上の効率化以上の節減を行うべきである。

- 総務省から NICT への委託事業については、高落札率のものが多くことから、総務省はこの原因を調査し、コスト削減のための方策を構ずるべきである。

【政策棚卸し】

- 無駄遣い撲滅プロジェクトチームの指摘を踏まえ 21 年度に全廃することを決定している国家公務員体育センター（船橋体育センター（約 34,000 平米）、枚方体育センター（約 46,000 平米）、福岡野球場（約 14,000 平米））については、財務局への財産引継を着実に実施すべきである。

- ICT 関係予算における広報啓発関係の調査費・委託費のうち、国民や民間企業等からの苦情・相談・質問等に対応するためのコールセンターやホームページの運営・管理、パンフレット等の作成を外部委託しているものについて、以下の見直しを行うべきである。

- ① 地上デジタル放送の受信者の相談に対応するコールセンターは、

「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」（地デジコールセンター）と「総務省テレビ受信者支援センター」でそれぞれ運営されているが、国民や民間企業等が利用する際の利便性向上と効率的な事業運営のため、運営・管理を統合させる。

- ② ホームページについては、サーバ等の運営・管理が事業ごとバラバラに委託されているのは無駄であり、技術的に統合が可能なものから整理統合させる。
- ③ 広報啓発メディアの組合せ等について、例えば、国民が携帯電話やPCを使用する際、情報セキュリティ向上のため必要な情報を簡単に得られるよう、広報媒体をパンフレットから携帯電話用ホームページに切り換える等、効果的・効率的な訴求内容と媒体との組合せとなるよう見直し、予算の節減につなげるべきである。

○ ICT関係予算における委託調査のための調査費のうち、3年以上継続して公益法人、民間企業、地方公共団体等に請け負わせているものについて、以下の見直しを行うべきである。

- ① 委託先の民間企業、地方公共団体等の受益が大きい事業については、委託先により大きな負担を求める。
- ② 公募したモデル事業、調査研究のうち、応募や成果の活用が少ない事業については、国民や社会のニーズが低下しており、徹底的に見直す。

また、既存の委託調査事業全般について、総務省内に、公益性があるか、日本が国際標準を得られる革新的な技術を含むかなど評価し、これに基づき自らスクラップ・アンド・ビルドを行う仕組みを構築する。

○ ICT関係予算におけるベンチャー企業を生み出す研究開発支援については、複数の類似の支援があって、しかも長年継続していることから、以下の見直しを行うべきである。

- ① 総務省が直接行う「戦略的情報通信研究開発推進制度」（SCOPE）については基礎的な研究を行う課題に特化させ、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）が行う「先進技術型開発助成金」（テレコム・インキュベーション）については実用化を推進する課題に特化させる。
- ② SCOPEの継続事業のうち、実用化が近くなってきた事業につ

いては、委託先にメリットに応じた負担を求める。

- ③ NICTが行う「通信・放送融合技術開発助成金」については、通信・放送融合技術が民間主導で開発されてきており、事業の採択件数が低下していることなどから、補助事業の在り方について廃止を含め抜本的に見直す。
- ④ 事業の目標設定及び実績評価等の政策評価を適切に行う。

(防衛省)

【政策棚卸し等の取組み】

- 防衛省のレク経費・タクシー代・広報イベント関係経費等として、平成20年度予算において約32億円が計上されている。
- レク経費については、「第一次緊急とりまとめ」が「自衛官等についてその特殊性から真に必要な場合を除き、当面全ての経費について執行を凍結」としている通り、特殊性に基づく必要性が認められない分野については他の政府機関と同様に廃止すべきである。また、必要性が認められる分野であっても、娯楽性が高く国民の理解を得られないような支出は認められない。
- タクシー代、広報イベント関係経費等については、他の政府機関と同様、適切かつ効率的な使用を徹底するべきである。

【更なる政策棚卸しと無駄遣い撲滅に向けた取組み】

- このほか、防衛装備品の調達をはじめとする分野について政策の棚卸しを行った結果、以下の点について改善が必要と認められた。
- 防衛装備品の調達
 - ① 装備品調達方法（国内開発、ライセンス国産、輸入）の選択に当たっては、費用対効果に関する検討に基づき最適なものを選択しなければならない。また、その選択について、データに基づいて明確に説明を行う必要がある。

その際、国内技術基盤の維持が真に必要な分野を明確にして重点化するとともに、自衛隊が独自の仕様で調達を行う必要性をより厳格に審査し、量産効果によって相対的に安価となっている輸入品の

一層の活用も検討するべきである。

- ② 各自衛隊がそれぞれに行っている調達を見直し、装備施設本部が一元的に調達する品目を増加させるなど、全体最適の観点からの効率化を図るべきである。
- ③ 防衛装備品の輸入については、調達をめぐる先般の不祥事を受けて多くの改善措置が手当てされているが、今後、海外メーカーに対する価格調査の実効性を高めるため、メーカーの協力が確保できる措置を講じる等、一層の取り組みがなされるべきである。

また、人材育成などにより、海外調達に関する防衛省の能力を高めて、商社に依存している現状を改めるべきである。

○ 全体最適

- ① 自衛隊病院の利用状況は低調であり、また、多額の費用が使われていることから、統廃合や病床数や診療科の見直し、機能の特化、駐屯地の医務室のあり方の見直しなど、抜本的な改革を講じるべきである。更に、医官の技量の向上を図るとともに地域医療に貢献する観点からも、地元の理解を得て、自衛隊員以外の一般の患者が診療を受けられる病院を増やすべきである。医官については、陸・海・空の別にとらわれずに一体として育成していくべきである。
- ② 救難ヘリコプターなど各自衛隊で似通っている装備品については、ばらばらに選定・調達することをせずに、まとめて調達するべきである。

○ その他

防衛省のネットワーク回線については、真に必要なもの以外は専用線を用いないこととし、コスト効率の観点から最適な回線を用いるべきである。